

2023年12月25日

各 位

管理会社名 ブラックロック・ジャパン株式会社
代表者名 代表取締役社長 有田 浩之
問合せ先 法務部 坂井 瑛美
(TEL. 03-6703-7940)

上場E T Fの約款変更のお知らせ

ブラックロック・ジャパン株式会社を管理会社とする下記上場E T Fについて、下記の通り約款変更を行うことを本日決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. ファンド名称 (銘柄コード)

i シェアーズ S&P 500 米国株 ETF

(1655)

2. 変更の内容

信託報酬を引き下げます。

当約款変更の内容の詳細については、別紙の新旧対照表をご参照ください。

3. 変更の理由

市況環境等を勘案して信託報酬率の見直しを行った結果、信託報酬率を引き下げることが適切であると判断された為、当該変更を行うものです。

4. 約款変更と書面決議の手続き等

当約款変更は、重大な約款変更には該当しないため、書面決議は行いません。

5. 変更の日程

約款変更の届出日 2023年12月27日

約款変更日 2023年12月28日

追加型証券投資信託 「i シェアーズ S&P 500 米国株 ETF」

新	旧
<p>[信託報酬等の総額]</p> <p>第45条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>6</u>以内の率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。</p> <p>②～④ （省略）</p>	<p>[信託報酬等の総額]</p> <p>第45条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>7</u>以内の率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。</p> <p>②～④ （省略）</p>
<p style="text-align: center;">付表</p> <p>1.～3.（省略）</p> <p>4. 約款第45条第2項の本約款付表に規定する計算方法とは、次のものをいい、毎月第2営業日の翌日から翌月の第2営業日まで適用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計算式は「$\text{信託報酬率} * = 0.06\% - \text{ETF 運営経费率} \times \text{前月末のETF 投資割合}$」とします。 ・ 「ETF 運営経费率」とは、信託財産で投資している上場投資信託の目論見書その他公表資料に記載されている運営経费率をいい、信託報酬率の算出時点で委託者が知り得る最新の率とします。 ・ 「前月末のETF 投資割合」とは、前月最終営業日における信託財産の当該上場投資信託証券への投資割合をいいます。 ・ 複数の上場投資信託証券に投資する場合、上記の「$\text{ETF 運営経费率} \times \text{前月末のETF 投資割合}$」は、それぞれの上場投資信託証券に係る運営経费率をそれぞれの投資割合に応じて加重平均して得られる率とします。 ・ 「前月末のETF 投資割合」が信託財産の純資産総額の5%以内の場合は、上記の計算方法は適用しないものとし、信託報酬率は <u>0.06%</u> とします。 <p>* 上記にかかわらず、委託者、受託者それぞれへの信託報酬の配分についてはゼロを下回らないよう、委託者は信託報酬率を定めるものとします。また、この信託の設定時の信託報酬率については、信託設定日の前営業日までに上記の計算方法を参考にしつつ委託者が定めるものとします。</p> <p>5.（省略）</p>	<p style="text-align: center;">付表</p> <p>1.～3.（省略）</p> <p>4. 約款第45条第2項の本約款付表に規定する計算方法とは、次のものをいい、毎月第2営業日の翌日から翌月の第2営業日まで適用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計算式は「$\text{信託報酬率} * = 0.07\% - \text{ETF 運営経费率} \times \text{前月末のETF 投資割合}$」とします。 ・ 「ETF 運営経费率」とは、信託財産で投資している上場投資信託の目論見書その他公表資料に記載されている運営経费率をいい、信託報酬率の算出時点で委託者が知り得る最新の率とします。 ・ 「前月末のETF 投資割合」とは、前月最終営業日における信託財産の当該上場投資信託証券への投資割合をいいます。 ・ 複数の上場投資信託証券に投資する場合、上記の「$\text{ETF 運営経费率} \times \text{前月末のETF 投資割合}$」は、それぞれの上場投資信託証券に係る運営経费率をそれぞれの投資割合に応じて加重平均して得られる率とします。 ・ 「前月末のETF 投資割合」が信託財産の純資産総額の5%以内の場合は、上記の計算方法は適用しないものとし、信託報酬率は <u>0.07%</u> とします。 <p>* 上記にかかわらず、委託者、受託者それぞれへの信託報酬の配分についてはゼロを下回らないよう、委託者は信託報酬率を定めるものとします。また、この信託の設定時の信託報酬率については、信託設定日の前営業日までに上記の計算方法を参考にしつつ委託者が定めるものとします。</p> <p>5.（省略）</p>

以上